

# 令和2年度 指定管理業務の評価表

## 1 施設概要

施設名	志摩市浜島B&G海洋センター	所在地	志摩市浜島町浜島3564番地4
指定管理者名	特定非営利活動法人浜島スポーツクラブ	指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1) 海洋センターの利用の許可に関する業務 (2) 海洋センターの利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が海洋センターの管理上必要があると認める業務		
施設概要	平成3年4月10日竣工 アリーナ (31×28m)、武道場・トレーニングルーム (28×15m)、ミーティングルーム、温水プール (一般用25×13m1面、幼児用10×6m1面)、事務所、トイレ、更衣室、シャワー室、倉庫、その他附属建物 (艇庫、機械庫、倉庫)、駐車場 (80台収容) 温水プールは4～12月のみ営業		
職員体制	正職員2名、臨時職員9名		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

## 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(C-B)		
事業収支	収入	指定管理料	26,871,000	27,017,000	24,985,000	-2,032,000	
		利用料金	2,090,650	1,929,450	1,346,500	-582,950	
		その他	137,251	135,496	74,998	-60,498	
		前期繰越	455,422	369,148	603,020	233,872	
		計(a)	29,554,323	29,451,094	27,009,518	-2,441,576	
	支出	事業費		28,857,506	28,593,277	26,495,500	-2,097,777
			人件費	14,306,154	12,712,194	12,834,189	121,995
			その他	14,551,352	15,881,083	13,661,311	-2,219,772
		管理費		327,669	254,797	247,690	-7,107
			人件費	279,000	215,900	195,600	-20,300
			その他	48,669	38,897	52,090	13,193
計(b)	29,185,175	28,848,074	26,743,190	-2,104,884			
収支差引額(a-b)		369,148	603,020	266,328	-336,692		

<p>最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載</p>	<p><b>【収入の部】</b></p> <p>■指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター・インストラクター未雇用のため人件費に2,693,000円の余剰が発生し、市当局との協議の結果、975,000円を修繕費へ流用し、残り1,718,000円を市へ返却する形で当初締結時の指定管理料26,703,000円を令和3年3月31日付け変更協定書にて24,985,000円に変更した。</li> </ul> <p>■利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの影響を受け、施設利用者数は前年度比で約35%減少、利用料金は約30%の減収となった。</li> </ul> <p><b>【支出の部】</b></p> <p>■人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ対策のため新たに1名雇用したことなどにより、前年度比約12万円増となった。</li> </ul> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度はセンター・インストラクター分人件費の余剰分を全額修繕費へ流用しており、今年度は一部流用し残りの6割強を市へ返金しているため、昨年度比で物件費の差額が大きく出た。</li> <li>・長期臨時休業等が影響して燃料費、光熱水費に約2,610,000円の余剰が発生したが、この分については修繕費、備品購入費等へ充当した。</li> </ul>
---	---

### 3 総合評価

指定管理者	市
<p>今年度はコロナの影響を大きく受け、緊急事態宣言による3～5月の3カ月間の休業のほか、1月の感染拡大防止のための活動自粛、2月の市からの活動停止要請などの影響もあり、施設利用料収入が大幅に減収となりました。</p> <p>施設営業や教室活動の再開に当たっては、職員・指導員の意識の共有を図り、施設の消毒や人数制限、定期的な換気等、徹底した感染予防対策に取り組み、利用者の安心・安全の確保に努めました。しかし、施設側の人数制限や世間の自粛ムードの中で、施設利用については特に団体利用数が全く戻らず、個人利用も減少しました。</p> <p>一方で自主事業のスポーツ教室については、徹底した感染予防対策の実施とその明示・周知をおこなった結果、ほぼ全会員が退会することなく正会員として戻り、最終的な会員数は前年度比で約7%減に留まり、例年通り活発で有意義な活動をおこなうことができました。</p> <p>コロナ禍の中で、地域のスポーツ施設としての役割をいかにして担っていけるのが今後の課題となっています。</p> <p>施設の維持管理面では、温水プール設備の修理・修繕や柔道畳の原状回復工事など施設の老朽化による不具合の改善に努め、また武道場の照明交換工事を行い、26年度から推進している館内照明のLED化を進めることができました。</p>	<p>今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言が発出され、志摩市として公共施設の休館を余儀なくされた。このことにより、通常通りの施設利用はできず施設利用者は大幅に減少したことは致し方ない状況であった。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況は波はあるものの持続して感染していたが、施設運営にあたっては、新しい生活様式や業種別ガイドライン、市の基準等に基づき運営され、徹底した感染症対策を講じて運営されていた。その結果、施設利用者や運営スタッフから感染者を出すことなく運営されたことは、高く評価できる。</p> <p>施設管理では、日頃から安全・安心に心がけ、老朽化した箇所でも施設スタッフで修繕するなど、努力いただいている。大規模な改修箇所については、協議して計画的な対応を実施していくことになる。</p> <p>また、施設運営にあたり、アクアインストラクターの配置に苦勞されており、市に相談して求人募集など積極的に取り組まれたので、引き続き積極的な人材募集に取り組んでいただきたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価				
		指定管理者		市		
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由	
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針については、日々の業務にも理解の程が見受けられた。	
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である、住民のスポーツを通じての体力向上及び心身の健全な発達に資することができた。	A	コロナ禍で施設運営をしていく上で厳しい状況であったと考えられるが、利用者数や運営状況から施設の設置目的は達成できたと考えられる。	
	③運営状況	A	施設の供用日数・供用時間は守られた。市の指示に従い、4～5月(緊急事態宣言発令期間)に2カ月間の休業、2月に9日間の施設利用停止をおこなった。また市の許可を取った上で6月の営業再開以降は施設の消毒時間確保のため、夜間の部営業時間を30分繰り上げて21時までとした。	A	新型コロナウイルス感染対策による緊急的な対応による臨時休業や営業時間の変更以外は事業計画書に計画された運営が行われた。	
	④職員の配置状況・勤務実績	B	職員の配置状況・勤務実績は適正であったが、センター・インストラクターが2019年4月から未配置となっている。高校、専門学校への求人募集のほか、ハローワークや求人サイトも利用したが雇用に至らなかった。	B	職員の配置は適正に行われていたが、インストラクター候補者が不在のため、市との連携を図りつつ、引き続き、インストラクター配置に努められたい。	
	⑤意思疎通	A	相談・連絡は電話・訪問等により密におこない、報告についても遅滞なくおこなった。また内容及び処理に疑義が生じた場合は教育委員会の指示を仰いだ。	A	連絡等、必要な際には随時連絡により遅滞なく、情報共有できた。	
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	各種の記録については、適正に整備・保管がなされている。	
	⑦使用許可等	A	使用許可等申請が適正に行われていたか。	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	
	⑧利用料金等の徴収状況	A	徴収、減免、選付等は帳簿等が作成され、適正に行われていたか。	A	協定書の定めるところにより、適正に事務を行っていた。	
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。	
	⑩法令遵守	A	関係法令を遵守していたか。	A	運営に関連する地方自治法、スポーツ基本法を理解し、遵守した。	A

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	今年度はコロナ禍の状況下で感染対策が優先的に求められ、積極的な利用者増加への取り組みは制限された。消毒や換気、連絡先の聞き取り等、感染対策を徹底して行い、利用者の安心・安全の確保に努めた。	A	状況に合わせて自主的な取り組みが行われており、利用者満足の向上が図られた。
	②利用者の平等な利用	A	イレギュラーな対応が必要になったとき等は全職員が情報を共有できるように『職員用閲覧板』にて申し送りをし、サービス水準の確保に努めた。	A	サービスの質を落とすことのないよう日々改善に取り組んでおり、サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	SNSや館内掲示を活用し、施設の利用予定やイベントの情報発信を図った。コロナによる休業を含む情報周知については、SNSを利用しない層へは電話や郵送で連絡を取り、取りこぼしのないよう努めた。	A	すべての利用者が情報を得ることができるよう工夫をしており、電話連絡やSMS等を活用して情報提供に努められた。
	④非常時・緊急時の対応	A	津波・地震発生時の職員配置、傷病人発生時の対応マニュアルは目につくところに掲示している。	A	緊急時のマニュアルが整備されており、掲示も行っていることから、適切な対応がされている。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情への対応は、その状況に応じて利用者に親身なって対応されていた。
	⑥自主事業	B	施設の営業再開以降は、スポーツ教室についてはコロナ対策を取った上で、活発で有意義な活動を提供できた。イベント・大会については規模を縮小しての開催が可能な3イベントのみ実施、その他は十分な感染対策を取った上での実施が困難と判断し、開催を見送った。	A	コロナ渦の中でその時の状況に応じた適切な対応がなされており、利用者ニーズを適格に把握し、安全に自主事業を実施していた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後は職員間また指導員とも話し合う機会を設けて改善点の把握と共有を図り、次年度につなげていくよう努めた。	A	話し合いによりきちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	建物・設備の点検は常に行われ、修繕・修理が必要な場合は職員間でスムーズに報告・指示がなされ、迅速に処置をおこなった。植栽等についても適切な管理を行い、美観の保持に努めた。	A	施設設備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	1件30万円未満の修繕は速やかに実施し、市の予算にて行う必要のある修繕は遅滞なく所管課に連絡した。ソーラーシステム循環ポンプ及びろ過機用ポンプの修繕工事、ろ過材取替工事等、プール設備の老朽化による不具合の改善を進めた。また経年劣化により損傷が進み以前より要望のあった柔道畳の原状回復工事をおこなった。	A	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられており、その内容も問題なく記録されていた。
	⑤清掃業務	A	館内の清掃はプールを含め毎日実施しており、常に清潔な状態を保つことができた。	A	清掃が行き届いており、清潔な状態が保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は適切に行っており、防犯については閉館時のチェックシートを設け確実に施錠をおこなっている。また、玄関、ロビー、2F武道場、ミーティングルームに監視カメラを設置し事務所から監視できるようになっている。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も適切に保管している。普段の会計処理は事務員がおこない、毎月の監査を会計事務所へ委託している。決算についても同様に事務員が作成し、会計事務所が精査しており、健全で適正な会計処理がされている。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	収支バランスは適正であった。人件費の余剰金については、市と協議の上で一部を緊急的な施設修繕に流用し、残額を市へ戻入した。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。